【資料８】

新潟市障がい福祉課
平成 25 年 8 月 22 日
第 3 回条例検討会資料

障がい者手帳の更新について

手帳種別	更　新	根　拠	備　考
身体障害者手帳	原則なし	身体障害者福祉法	原則更新手続きは必要ないが，将来障がいの程度が変わることが考えられ，再認定が必要と医師に判断された方については，再認定を行う場合もある。（※１）
療育手帳	２年ごと（※2）	新潟市療育手帳制度要綱　（※3）	状態が固定していない方も手帳交付対象者に含んでいることから，定期的に更新手続きが必要。
精神障害者保健福祉手帳	２年ごと	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	状態が固定していない方も手帳交付対象者に含んでいることから，定期的に更新手続きが必要。

（※1）「手帳の交付を受ける者の障害の状態が永続的に法別表に定める程度に該当すると認定できる場合には，再認定は原則として要しない」（H12.3.31 障第 276 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）

（※2）原則２年としているが，障がいの状況等を勘案し２年を超える時期を更新時期として指定する場合もある。

（※3）「療育手帳制度について」（H48.9.27 児発 725 号厚生省児童家庭局長通知）に基づき市が規定。